

[異常時通報連絡の公表文（様式1-2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
（平成14年2月分）

14. 3. 11
環境政策課
（内線2443）

1 平成14年2月に、安全協定に基づき四国電力(株)から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の公表区分	異常事項	通報連絡年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	給水ポンプのミニマムフロー弁駆動用空気配管からの空気漏えい （2号機）	14. 2. 4	給水ポンプAのミニマムフロー弁駆動用空気配管から空気が漏えい。予備ポンプCに切替え、調査の結果、配管に割れを確認したため、当該配管を新品に取替え、復旧。プラント運転及び環境への影響はなかった。	外	×	今回発表
C	高圧タービンエンドウォール加熱蒸気圧力の低下 （2号機）	14. 2.11	高圧タービンエンドウォール加熱蒸気圧力が、調速機側で低下。調査の結果、加熱蒸気圧力制御用の弁の開度調整器の作動不良を確認したため、当該部品を新品に取替え、復旧。プラント運転及び環境への影響はなかった。	外	×	今回発表
C	主給水制御弁の制御装置の故障 （3号機）	14. 2.13	蒸気発生器3Aの主給水制御弁制御装置の故障により警報が発信し、自動制御から手動制御に自動切替。調査の結果、制御装置のカード故障のため、予備品に取替え復旧。プラント運転及び環境への影響はなかった。	外	×	今回発表
C	低圧給水加熱器伝熱管の損傷 （1号機）	14. 2.14	定期検査における第2低圧給水加熱器Bの漏えい検査により伝熱管1本に漏えいを確認。環境への影響はなかった。現在詳細調査を実施中。	外	×	今回発表

C	脱気器水面計配管からの漏えい (2号機)	14. 2.14	脱気器水面計配管から2次冷却水が漏えい。調査の結果、当該配管に微小な傷を確認したため、充填材による補修を行い、漏えいのないことを確認。プラント運転及び環境への影響はなかった。	外	×	今回発表
C	エタノールアミン排水処理装置の自動停止 (1,2,3号機共用)	14. 2.22	復水脱塩装置の排水を処理するエタノールアミン排水処理装置の「電解槽電圧A系高」の警報が発信し、自動停止。電解槽には、発熱、発煙等の異常はなく、排水貯槽に、余裕があるため、プラント運転への影響はない。現在詳細調査を実施中。	外	×	今回発表

2 いずれの事象も、外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はないものでした。

[異常時通報連絡の公表文(様式1-1)]

エタノールアミン排水処理装置の自動停止について

14. 3. 11
環境政策課
(内線2443)

[異常の区分]

国への法律・通達に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量]
異常の概要	発生日時	14年 2月22日 4時25分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備 管理区域内 ・ 管理区域外
	種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

2月22日5時15分、四国電力㈱から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 2月22日4時25分、放射能を含まない2次冷却系の復水脱塩装置の排水を処理する、エタノールアミン排水処理装置の異常を示す「電解槽電圧A系高」の警報が発信し、装置が自動停止した。
- 2 詳細はおって連絡する。

その後、四国電力㈱から、電解槽には、発熱、発煙等の異常はなく、排水貯槽に余裕があるため、プラントの運転への影響はない、今後詳細点検を実施するとの連絡がありました。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力%)・ 停止中
	2号機	運転中(出力100%) ・停止中
	3号機	運転中(出力100%) ・停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日		平成14年 2月22日 (金) 5時 15分
発 信 者		伊方発電所 広瀬
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)・ 共通設備
	発生時 状 況	1.出力 MWにて(出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2.第 回 定期検査中
		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他
		1. 発生日時： 2月 22日 4時 25分

発生状況概要	<p>2. 場 所：エタノールアミン排水処理装置建屋</p> <hr/> <p>3. 状 況： 4時25分、2次系のエタノールアミン排水処理装置の異常を示す「電解槽電圧A系高」の警報が発信し、装置が自動停止しました。詳細は追って連絡します。</p> <p>(注)エタノールアミン（E T A）排水処理装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次系の復水脱塩装置のイオン交換樹脂を再生した際の排水に含まれるE T Aを電気分解により処理する1～3号機共通の装置。
運転状況	<p>1号機：出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>2号機：出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>3号機：出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p>
備 考	

(参考)

1 国への法律・通達に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び大臣通達等に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律・通達に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）以上の被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

周辺環境放射線調査結果
(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成14年2月22日(金)

(単位:ナグレイ/時)

測定局	時刻	測定値					平常の変動幅の最大値	
		4:10	4:20	4:30	4:40	4:50	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション	20	22	24	25	26	41	18
	九町モニタリングポスト	56	57	60	60	60	76	60
	湊浦モニタリングポスト	48	49	51	52	53	64	54
	伊方越 モニタリングポスト	21	23	25	26	26	-	-
	川永田 モニタリングポスト	25	27	29	30	30	-	-
	豊之浦 モニタリングポスト	14	17	19	20	21	-	-
	加周モニタリングポスト	20	21	23	24	23	-	-
	大成モニタリングポスト	23	23	24	25	24	-	-
四国電力(株)	モニタリングステーション	17	20	21	23	24	37	16
	モニタリングポストNo.1	17	20	22	23	23	39	16
	モニタリングポストNo.2	17	20	21	23	23	39	16
	モニタリングポストNo.3	16	19	21	23	24	39	15
	モニタリングポストNo.4	17	20	22	23	24	40	16

※降雨の状況：**有**・無

伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

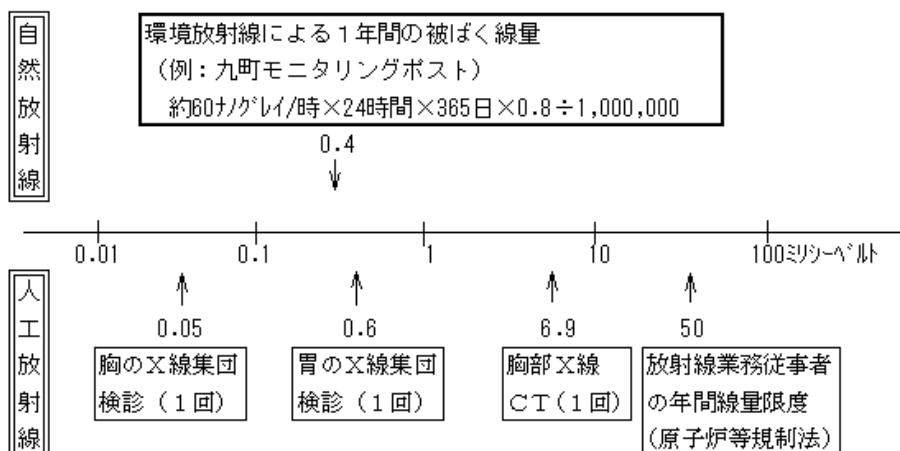
- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、九町モニタリングポスト(線量率約60ナグレイ/時)付近では、1年間に約0.4ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合とほぼ同じ程度の量です。

(放射線量の例)





エタノールアミン排水処理装置（全景）



エタノールアミン排水処理装置（電解槽）

用語の解説

○エタノールアミン排水処理装置

エタノールアミンは、2次冷却系の機器、配管の腐食防止のため、2次冷却水のpHを9.2程度に保つよう添加しているアルカリ剤であり、アンモニア水と併せて、復水脱塩装置出口で2次冷却水に添加され、2次冷却系を一巡した後、復水脱塩装置（イオン交換樹脂）で除去される。

復水脱塩装置のイオン交換樹脂は、定期的に再生処理が行われており、その廃液を処理する装置を、エタノールアミン排水処理装置という。この装置では、処理水中の塩化ナトリウムを電気分解して得られる次亜塩素酸ナトリウムにより、エタノールアミンを酸化分解処理している。

なお、エタノールアミン排水処理装置からの排水は、さらに、総合排水処理装置へ入り、生活排水等とともにpH調整等の処理が行われた後、放水口へ放出される。